

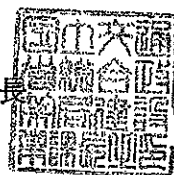


国 総 建 第 4 2 号

平成23年5月20日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東日本大震災に係る災害廃棄物の撤去の迅速な実施への協力について（要請）

貴団体におかれましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等へのご協力に感謝申し上げます。

東日本大震災に係る災害廃棄物については、政府の被災者生活支援チームの下に設置された「災害廃棄物処理等の円滑化に関する検討会議」における検討を経て、5月16日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課から「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について」が関係県廃棄物行政主管部（局）宛に通知されました。

また、5月20日には、政府の緊急災害対策本部において「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」が決定されました。

ここでは、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）について、8月末までを目途に概ね撤去するとされましたが、この円滑な推進のためには、建設機械の調達や人材の確保など、建設業界の協力が重要であります。

つきましては、貴団体におかれましては、関係地方公共団体から、迅速な撤去の執行体制の確立などについての協力要請等があった場合には、迅速に対応して頂きますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成23年5月16日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について

災害の速やかな復旧を図るために災害廃棄物の撤去を進めるべく、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出してきたところです。

こうした中、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められています。

今般、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等について記した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を取りまとめましたので、お送りいたします。

本指針を参考とし、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図ることについて格段の御配慮をいただくとともに、貴管内の市町村への周知方よろしく願います。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日

環 境 省

1. はじめに

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。

国：市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。

県：仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・プロポーザルを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。

市町村：県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

3. 処理に関する財政措置

(1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

(2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- ・処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
- ・可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。(競争性を確保した契約方式の採用)
- ・市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
- ・効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。

また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4. 処理方法

(1) 処理の考え方

- ・発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- ・別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要。

- ・コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
- ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
- ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。

（２）広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
- ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

（３）種類別処理方法

①可燃物

- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
- ・破碎後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。

②木くず

- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
- ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。（利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる）
- ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
- ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
- ・目視等によりＣＣＡ（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

③不燃物

- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

④金属くず

- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。

⑤コンクリートくず

- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
- ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
- ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破碎や粒度調整等を行うことが必要。（利用形態を決めないまま破碎や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる）
- ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

⑥家電、自動車

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
- ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

⑦船舶

- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い、各々の性状に応じた処分を行う。

⑨津波堆積物

- ・性状に応じて以下の処理を検討する。

- ・ 重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの
セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立
- ・ 上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）
トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入※

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

- ・ 火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。
- ・ 灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、熔融処理や最終処分場への埋立等を行う。

5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目途に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

（１）仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：平成24年3月末までを目途

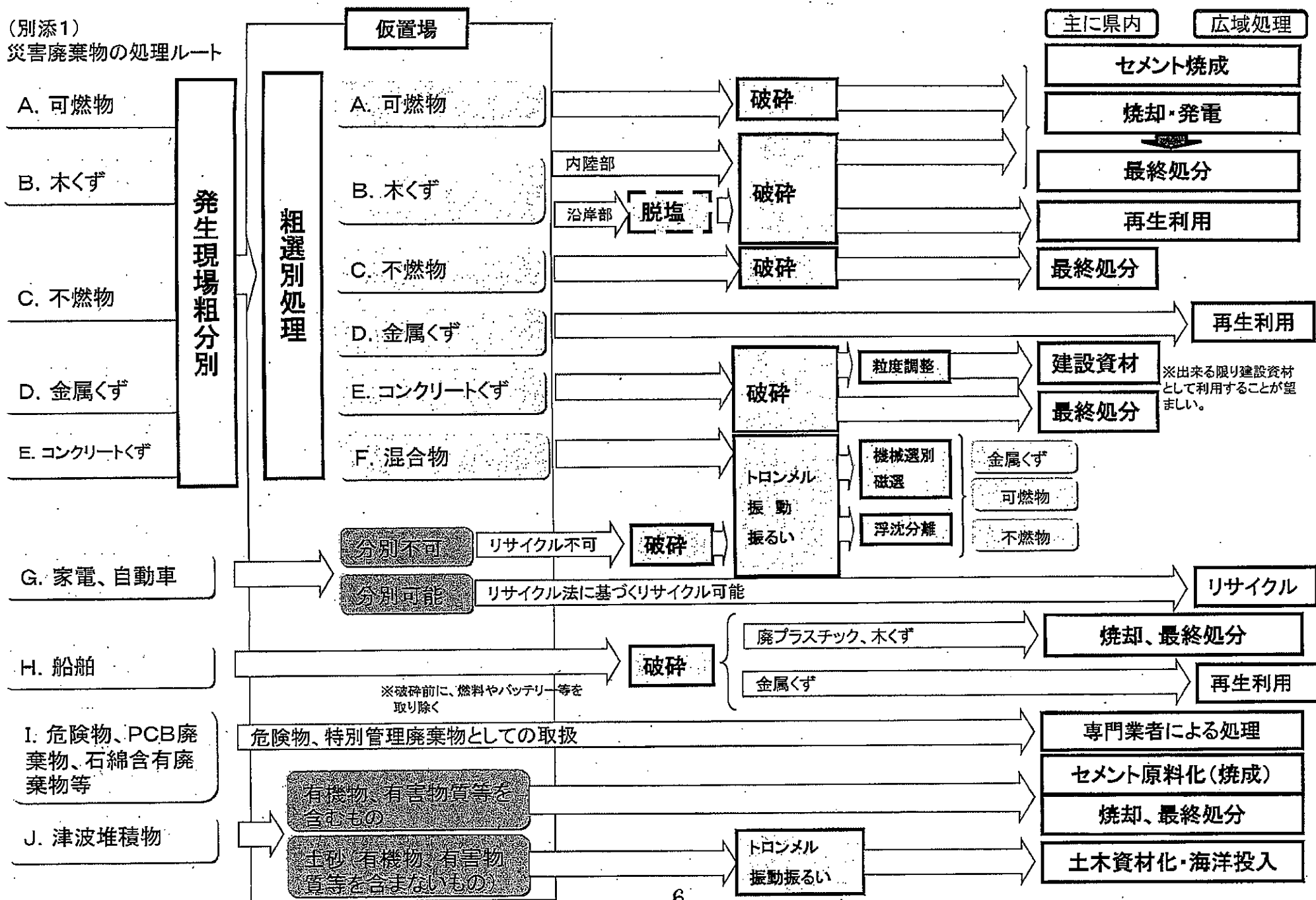
（２）中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途

(別添1)
災害廃棄物の処理ルート



(別添2)

災害廃棄物の処理に向けたスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物 (生活環境に支障が生じる廃棄物)等の処理	仮置場の確保 収集 中間処理 最終処分 木くず、コンクリートくずの再生利用 劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定									
2. 上記以外の廃棄物の処理	仮置場の確保 収集 中間処理 最終処分 木くず、コンクリートくずの再生利用 劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定									
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	廃棄物量調査 処理実行計画 策定 進捗管理 協議会の設置・運営									
4. 処理の推進に向けた支援	マスタープラン 策定 国、研究所等による支援 (財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、 損壊家屋等の処理の進め方指針(骨子案)、各種事務連絡等)									

マスタープラン付属資料

付属資料 1：東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

付属資料 2：損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）

付属資料 3：東日本大震災発生後に発出された通知・事務連絡等（目次）

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

2. 損壊家屋等の撤去について

(1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記(4)による。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記(4)による。

(3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

(4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

損壊家屋等の処理の進め方指針 (骨子案)

平成23年3月29日

趣 旨

- 迅速かつ円滑な処理のための指針
- 廃棄物処理の各段階(収集、仮置き、運搬、中間処理、最終処分)における対応策を示すもの
- 地方公共団体及び地方公共団体より処理業務を受託する者向け

留意事項

- 緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと
- 作業は危険を伴うものとなることから、従事する人員の安全確保に注意を尽くし、二次災害を回避すること
- 特に沿岸部の作業において、津波情報や地震情報に注意して行うこと
- 衛生面での環境悪化を想定し、従事する人員の健康被害が生じないよう適切な措置をとること
- 住民等が自ら片付けなどを行う場合については、二次災害の回避及び健康被害の予防について注意喚起すること

収集(1)

第1ステップ: 収集優先箇所／廃棄物の選定

○避難施設・居住地の近傍(生活環境に支障が生じる廃棄物)

○道路、上下水道、海上交通等の障害となる廃棄物

○河川区域や農業排水路内の廃棄物等の二次災害の原因となりうる廃棄物

○第1ステップで選定された優先箇所以外に存置している災害廃棄物の撤去についても、現地の状況を勘案して優先順位を決め、可能な限り迅速に処理していくことが必要。

収集(2)

第2ステップ:作業の事前調整

- 作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知する。
- 作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、収集の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。
- 作業対象地域における土地の所有区分・管理区分が不明な場合や多岐にわたる場合は、作業の効率性を確保するため、関係者間で作業分担について調整を行う。

収集(3)

第3ステップ:私有財産の移動

- 自動車や船舶など、収集の妨げになるものを仮置場に移動する。
- 私有財産のうち、回収が可能なものを一時保管場所に移動する。
- 行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら、必要に応じ警察と調整をしつつ作業する。
- 行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切な対応を行う。
- 重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。
- LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

収集(4)

第4ステップ:私有財産の取扱

○貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、警察に届け出る。

○位牌やアルバム等、所有者等にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することが出来る場合は、一律に廃棄せず別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

7

収集(5)

○自動車について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。

○原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。

8

収集(6)

○船舶について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、廃棄する。移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。

○自動車や船舶等の移動や処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。

収集(7)

第5ステップ:廃棄物の積込み

○行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら廃棄物の積込みを行う。

○行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切に対応する。

○重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。

○LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

○可能な限り、可燃物とコンクリートがらに分けるなどの粗分別をしつつ行う。

収集(8)

○廃棄物の積込みや建物・工作物の撤去解体作業に当たっては、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋳等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝を可能な限り保存するよう配慮する。

11

収集(9)

第6ステップ：仮置場への運搬

○収集した廃棄物を仮置場に運搬する。運搬に際し、ごく短期間の間、がれき等の一時的な置き場として農地を利用する場合、所有者の明らかな農地を原則として利用すること。

なお、使用済自動車、廃家電、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物、船舶の処理について事務連絡が発出されているので、参考とされたい。

12

仮置場(1)

第1ステップ: 仮置場の選定

○以下の点等を考慮して、仮置場を選定する。

(1) 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾(水域*を含む。)等の公有地(市有地、県有地、国有地等) * 船舶の係留等

(2) 未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)

(3) 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さいところ

(4) 仮設住宅など他の土地利用のニーズ

○国有地の活用について、関係省庁は被災地自治体の意向等を踏まえつつ、必要な調整を行う。

13

仮置場(2)

第2ステップ: 仮置場の維持管理

○火災の防止のために必要な、防火水槽、消火器の設置等を行う。

○廃棄物の飛散や流出等の防止のため必要な、散水、ネットや囲いの設置等を行う。

○悪臭及び害虫発生防止のため必要な、消毒剤や脱臭剤の散布、シートの被覆等を行う。

○油や有害物質等の流出や地下浸透の防止のために必要な、防水シートの活用等による対策を行う。

14

仮置場(3)

第3ステップ: 仮置場の運用

- 仮置場であることや出入口を明示する。
- 仮置場管理者を配置し、適切な運用を行う。
- 処理方法に応じた分別を行う(可燃物、不燃物、資源物(鉄、アルミ等)危険物(ガスボンベ、消火器、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物等)、家電リサイクル対象物など)。
- 便乗による廃棄物の混入防止を図る。
- 持ち込まれる廃棄物の収集箇所、搬入量、搬入者を記録する。

15

仮置場(4)

なお資源の有効活用のため、次のような設備を設置していることが望ましい。

- 木質系廃棄物をチップ化するための破砕機
- コンクリートがらを建設資材化するための破砕機

16

運搬(1)

第1ステップ:作業の事前調整

○作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、運搬の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。

第2ステップ:搬入先指示伝票の発行

○仮置場管理者は、廃棄物の量や種類、搬入先、車両ナンバーを記した搬入先指示伝票を発行する。

○仮置場管理者は、搬入先に応じた運搬経路を示す文書を運搬者に渡す。

17

運搬(2)

第3ステップ:計量伝票の入手

○運搬者は搬入先で廃棄物の重量や種類を記した計量伝票を入手する。

第4ステップ:伝票の送付

○運搬者は搬入先指示伝票に計量伝票を添付し、自治体等発注元に送付する。

18

中間処理(1)

第1ステップ: 処理計画期間の設定

(参考: 阪神・淡路大震災での実績は3年)

第2ステップ: 処理可能性の検討

○仮置場に一時保管している廃棄物のうち、市町村内の中間処理施設での処理可能量を把握する(可燃物、不燃物、資源化物等の別で把握)

○処理計画期間に照らし、市町村内の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

19

中間処理(2)

○市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている場合には、市町村外の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

○災害時の応援協定等を締結している自治体や、環境省ホームページで公表されている被災地以外の自治体、市町村外の処理業者の受入可能量を踏まえ、当該自治体等への申し入れを行う。

○県は市町村の意向等を踏まえつつ、県内市町村間の調整を図る。

○環境省は、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

20

最終処分(1)

第1ステップ:最終処分量の把握

○焼却・再生利用等による減量を考慮し、最終処分量を算出する。

第2ステップ:既存処分場の受入可能性の確認

○市町村内の最終処分場での受入の可能性を検討する。

○廃棄物の市町村内の最終処分場の受入可能量が最終処分必要量を下回っている場合は、他地域の最終処分場での受入可能量を確認する。

21

最終処分(2)

○県は最終処分の処理必要量を確保するため、県内市町村の意見を踏まえつつ、市町村間の必要な調整を行う。

○環境省は、最終処分の処理必要量を確保するため、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

第3ステップ:最終処分場の確保

○市町村、県及び国は、将来にわたる安定した最終処分のあり方について早急に検討する。

22

最後に

○本指針は、損壊家屋等の処理の進め方の一方法を示したものであり、緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと

通知番号	日付	題名	概要
1	3月11日	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの活用について	災害後の段階に応じて、参考となるような災害応急対策や災害復旧・復興に係る資料の取扱い
2	3月18日	東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて	車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業者の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧線を遮断した上で作業を徹底していただくよう周知依頼
3	3月19日	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物が、災害により倒壊処理方法について取り纏めたもの
4	3月20日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について「おり取り」されたもの
5	3月23日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）	前回の事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えたもの
6	3月24日	東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について	倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鉄などが埋設されていないかどうかを注意するよう依頼
7	3月24日	動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて	動植物性残さ等産業廃棄物の処理の滞りにより生活環境保全上の支障が生じることがないよう、当該産業廃棄物の保管等の取扱いについて取り纏めたもの
8	3月25日	東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について	損壊家屋等の撤去等を行うに当たり参考とする指針（建物、自動車、船舶及び動産（自動車及び船舶を除く。））
9	3月28日	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について	災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理について取り纏めたもの
10	3月28日	津波により被災した地域におけるトランス等のPCB廃棄物保管状況等の確認について	対応可能な範囲において、PCB特措法に基づく届出情報等を基に、津波被災地域を中心にトランス等のPCB廃棄物に係る保管状況等をご確認いただきますよう協力依頼
11	3月28日	津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて	「災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物の取扱いについて」を改定し、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について取り纏めたもの

通知番号	日付	題名	概要
12	3月28日	東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について	被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料採取又は分析の協力が可能な地方公共団体に協力依頼をしたもの
13	3月30日	被災したパソコンの処理について	被災したパソコンの処理について、処理方法を取り纏めたもの
14	3月30日	津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて	災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の収集と保管について取り纏めたもの
15	3月31日	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分の扱いについて	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分について、外野から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車及び船舶の処理の状況等を見つつ検討し、被災地における自動車及び船舶の取扱いに支障が生じないよう、必要な時点で示していきたいとしたもの
16	4月4日	災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について	県が市町村に変わって災害廃棄物の処理を行う事務委託を行う場合の規約例を作成したもの
17	4月4日	災害に際した違法な廃棄物処理の防止について	被災地の住民が廃棄物処理をめぐるトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、警察等関係機関と連携しつつ、住民に対する啓発や違法業者に対して厳正に対処する等により、災害に際した違法な廃棄物処理の防止に努めるために取り纏めたもの
18	4月5日	東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨てマスクの無料配布について	被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、対応をお願いしたもの
19	4月7日	緊急的な海洋投入処分に関する告示（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十條第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に關し環境大臣が定める基準）	宮城県内で冷蔵保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約35,000トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨の要望を受けて、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を公布したもの
20	4月8日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A	災害廃棄物（がれき、自動車、船舶等）処理事業の対象について、Q/A形式で回答をまとめたもの
21	4月8日	アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について	被災地におけるアスベスト大気濃度調査のための予備調査を実施することを知らせたもの

日付	題名	概要
22 4月8日	被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼及び実施協力の中申があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について	被災した地方自治体において、自ら又は外部の協力を得てアスベスト大気濃度調査を計画・予定又は実施する場合には、情報提供していたかどうかを願ったもの
23 4月12日	災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について	仮置き場の設置、保管の方法等、災害廃棄物の処理に関する個別事業の実施の際に発生する問題について、(財)産業廃棄物処理事業協賛財団及び(財)日本環境衛生センターに具体的な処理業務に関する助言チームを作り、県、市町村に対し実務的、技術的な支援を行える体制を整えた旨通知したもの
24 4月13日	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その2)」	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助の対象についてQ&A形式で回答をまとめたもの
25 4月18日	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について	特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法が適用された市町村の区域内において当該許可に係る業を行う者に係るものについて、当該許可の有効期間の満了日を平成23年8月31日まで延長することとした。
26 4月21日	東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について	地方公共団体において、被災した船舶の処理を進める際に必要となる、被災船舶に係る効用の有無の判断、所有者情報の問い合わせ、運搬方法、処理等に関する知見をまとめたもの。
27 4月22日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充(随時経費、事務費)について	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象について、ごみ処理事業に係る諸経費やごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費の扱いをまとめたもの。
28 4月22日	東日本大震災に係る被災自動車等の取扱いに関するQ&A	被災自動車について、一時保管場所へ移動した後、所有者の意思確認を行うために必要な保管の期間について通知したもの。
29 4月25日	災害廃棄物の処理に係る留意事項について	がれき類と木くず類に選別する効果的な方法としての浮沈分離法の活用、作業員、ボランティアの安全の確保のための対応、廃棄物から塩分を除去する方法について情報提供を行ったもの。
30 4月27日	東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて	番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はないとしたもの。
31 4月30日	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について(依頼)	当面8月を目途に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を撤去し、生活環境に支障のない場所に移動すべく通知したもの。

日付	題名	概要
32 5月2日	災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の一部が改正され、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされた旨通知したもの。
33 5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について	東日本大震災に係る備忘事業の実施にあたり、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領を定めた旨通知したもの。
34 5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」によるほか、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたもの。
35 5月6日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について	事業の実施主体である市町村等において、災害等廃棄物処理事業の適切な執行がなされるよう通知したもの。
36 5月9日	東日本大震災により特に必要となっ一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令	東日本大震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物をより迅速かつ円滑に処理すべく、手続きを簡素化し、届出で足りることとしたもの。
37 5月10日	被災した業務用冷暖空調機器のフロン類対策について	業務用冷暖空調機器を処理する際には、環境保全の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、県下のフロン回収推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロンの処理をできる限り推進するよう通知したもの。
38 5月10日	仮置場における火災発生の防止について	仙台市における仮置場で火災が起こったことを受け、仮置場での火災発生の防止について通知したもの。

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針

平成 23 年5月 20 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、2 か月を経過しました。

被災された方々は、なお、多くの方が避難所生活を余儀なくされながらも、生活の再建に向け立ち上がっておられます。市町村や県はその支援のため最大限の努力を続けており、国も力の限りそれをお助けしているところです。今般、平成 23 年度補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等を成立させていただきました。これからも、さらに、被災地域のインフラの復旧、被災者の生活の平常化に向けて、尽力してまいります。

今回、政府として、本格的な復興の取組の段階に至るまでの、当面 3 か月程度の間に取り組んでいく施策をとりまとめました。これは、被災者の方、地方自治体や関係する方、さらに国民の皆様に、私たちの取組の今後の見込みを、ご理解いただくためです。これからも、こうした施策を着実に進め、被災者や市町村と県の取組を支援し、被災者の皆様の生活の平常化に向けて、努力を続けてまいります。

～目次～

<u>1. 避難所等の生活環境の向上</u>	 3
(1) 避難所の解消	
(2) 避難所の生活環境の改善	
(3) 在宅被災者等への支援	
(4) 被災者・避難者への情報提供等	
<u>2. 居住の支援</u>	 6
(1) 応急仮設住宅の建設等	
(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等	
(3) 二次避難者への対応	
<u>3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保</u>	 8
(1) 保健・医療・福祉	
(2) 教育・子どもへの支援	
<u>4. がれき処理</u>	11
<u>5. 緊急災害防止対策</u>	12
(1) 河川対策	
(2) 海岸対策	
(3) 土砂災害対策	
(4) 地盤沈下・液状化対策等	
① 排水等	
② 液状化対策	
<u>6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧</u>	15
(1) ライフライン	
① 電力	
② ガス	
③ 燃料	
④ 水道	
⑤ 下水道等	
⑥ 工業用水道	
⑦ 通信	
⑧ 放送	
⑨ 郵便	
⑩ 金融	
⑪ 廃棄物処理施設	

(2) 交通網の復旧	
① 道路	
② 鉄道	
③ 空港	
④ 港湾	
⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク	
(3) 農地・漁港等の復旧	
① 農林業	
② 水産業	
(4) 復興に向けた手法の検討	
7. 生活の再建に向けて	22
(1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付	
(2) 雇用の確保	
(3) 農林業	
(4) 水産業	
(5) 製造業・小売業	
(6) 建設業	
(7) 生活衛生関係営業	
(8) 地域金融の強化	
8. 被災者対策全般に係る事項	27
(1) 中央防災会議での検討事項	
(2) 地域の安全と交通の円滑の確保	
(3) 被災地方公共団体への支援	
(4) 市町村への情報提供	
(5) 震災ボランティアの環境整備	
(6) 観光交流の活性化	
(7) 男女共同参画の推進等	
(参考)	
<u>1. 概要</u>	29
<u>2. スケジュール</u>	30

1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境、特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援する。

また、被災者の方々に必要な情報の提供をするとともに、各種生活相談を実施していく。

(1) 避難所の解消

- ・ 避難者の数は、一時、全国で 468,653 人、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県で 409,146 人であったが、現在は、それぞれ、110,313 人、86,860 人に減少している（5 月 18 日現在）。
- ・ また、避難所は、全国で 2,386 か所、3 県で 872 か所となっており（5 月 18 日現在）、特に、3 県においては最大 1,994 か所であったものが、大幅に減少している。
- ・ 応急仮設住宅、国家公務員宿舎・公営住宅等への二次避難は、20,753 戸となっている（5 月 16 日現在）。
- ・ 8 月中旬までには、仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を解消することができるよう、仮設住宅を早期に建設するとともに、公営住宅や借上げた民間住宅等への二次避難を促進する。併せて、避難所を離れて、旅館・ホテル等に滞在する一時的移転も進める。
- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難できるよう配慮することを、関係県・市町村にお願いする。

(2) 避難所の生活環境の改善

- ・ 発災当初、避難所においては、食料を含む物資の不足が深刻であった。このため、本来、地方公共団体が行う物資の調達・配送を国が肩代わりして対応するなどの支援を講じ、物資不足は解消した。現在、被災地における物流、燃料の供給も回復してきている。
- ・ 避難所の生活環境については、本年 4 月上旬から全避難所に対する定期的な実態把握等を実施し、把握している（把握項目は「水道・電気・ガス・燃料」、「食事」、「下着と洗濯」、「プライバシーの確保」、「医師、看護師又は保健師の巡回等」、「薬」、「入浴」、「トイレ」、「ゴミ処理」の 9 項目）。物

資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラの復旧に合わせて、避難所の生活環境も改善してきている。

- 主な項目について、実態把握開始時と比較すると、「食事」については毎日温かいものが食べられる避難所が 60%から 73%に、「下着と洗濯」については下着の数が充足し洗濯もできる避難所が 53%から 66%に、「プライバシーの確保」については居場所がついたてでしきられるなどある程度プライバシーが確保されている避難所が 26%から 47%に、「入浴」については週数回以上入浴可能な避難所（近隣施設での入浴を含む。）が 62%から 68%に、それぞれ改善してきている。
- 地域的に見ると、沿岸部で避難所が多く開設されている地域に所在する避難所については、生活環境が引き続き厳しい状況にある。こうした避難所については、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。
- 避難所での梅雨期の対策や、夏期の暑さへの対策に留意する。
- 避難所の運営を支援する人員を確保するため、他の地方公共団体の職員を被災市町村に派遣する仕組みや、市町村等が被災者を雇用して避難所の環境を改善する取組の活用を促す。

（３）在宅被災者等への支援

- 在宅被災者のなかにも、厳しい生活環境にある方がおられるので、こうした環境の改善が可能となるよう、市町村の取組を支援する。
- 二次避難者に対して、地元市町村からの情報提供を行っている。引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

（４）被災者・避難者への情報提供等

① 情報提供

- 国は、これまで壁新聞、生活支援ハンドブック、生活再建・事業再建ハンドブック、ラジオ、地方紙、各省庁作成のパンフレットなどを通じ、被災者に必要な生活情報を提供してきた。県・市町村においても各種広報媒体を用いての情報提供が行われてきている。また、各種報道機関においても、情報提供に努めていただいている。

- 引き続き、壁新聞、ハンドブック、パンフレット、インターネットサイト等を用い、在宅の方々を含め、適時適切に被災者・避難者向け生活情報の発信を行っていく。また、情報の伝達状況について、壁新聞のアンケート回収、パンフレット等の配布・設置管理者や特定の被災者への確認などにより適時把握する。

② 被災者への各種生活相談

- 関係省庁等において、相談窓口やコールセンターを設置し、被災者の各種生活相談に応じてきているところであり、引き続き、被災者のニーズに対応した生活相談を行っていく。
- 日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会等が行っている法律相談等についての取組に期待するとともに、こうした団体の取組について、政府からの広報を行い、支援していく。

2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援する。

8月中旬までに大部分の避難所を解消し、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

その際、被災前からの、人のつながり（コミュニティの維持）を重視する。

(1) 応急仮設住宅の建設等

- ・ 岩手、宮城、福島各県に対し、(社)住宅生産団体連合会の応急仮設住宅の生産能力を示した上で早期発注の取組を依頼してきたところ、各県の努力により、5月末時点で約3万戸が完成の見込み。
- ・ (社)住宅生産団体連合会に対して、6月以降3か月で3万戸の供給準備を要請。その結果、資材等の生産能力については現時点における必要戸数分を確保できる見込みであるが、用地の確保が遅れていることから、お盆の頃までの完成を目指し、各県に速やかに残りの用地を確保するよう強く要請するとともに、国土交通省や地方自治体、関係機関の職員を派遣するなど人的支援を行う。これらを通じて被災者の応急仮設住宅への一刻も早い入居を支援する。
- ・ 応急仮設住宅における高齢者や障害者の介護サービス等を確保するため、総合相談、デイサービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置や、バリアフリー化された福祉仮設住宅の設置を支援する。
- ・ また、住宅金融支援機構による補修資金等への融資を実施することにより、自宅の補修等による住宅確保を支援していく。

(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等

① 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用

- ・ 被災者を受け入れるため、国家公務員宿舎、地方公共団体の公営住宅等を50,000戸以上確保し、各都道府県等に対し情報の提供を行うとともに、被災者の受け入れ調整を進めてきている。都道府県・市町村等の協力を得て、入居済又は入居者決定戸数は、5月16日時点で9,632戸となっており、

引き続き、国家公務員宿舎・公営住宅等の活用に取り組んでいく。

② 民間賃貸住宅の活用

- ・ 民間賃貸住宅についても、公営住宅等と同様、都道府県が借り上げて被災者に提供する場合に、災害救助法に基づいて国庫負担を実施してきた。加えて、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、都道府県の名義に置き換えた場合にも、同様に国庫負担の対象としたところ。5月15日現在、2,300戸で入居済み。
- ・ 不動産業関係団体や民間企業の協力を得て、地元公共団体の意向を踏まえて、被災者向けに民間賃貸住宅の情報提供を紙媒体により実施している。
- ・ これらの施策を通じ、民間賃貸住宅への入居等を活用した、被災者の住居の確保を支援する。

③ 避難所からの一時的な旅館・ホテルへの移転

- ・ 避難所からの一時的な民間の旅館・ホテルへの移転について、引き続き、移動経費・宿泊費ともに無料であることを被災者に情報提供していくとともに、体験者の談話を紹介することなどを通じ、移転の利用を促していく。

(3) 二次避難者への対応

- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難することができるよう配慮することを関係県・市町村にお願いしていく。
- ・ 引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、二次避難者への必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

被災地における医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

被災地の教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、児童生徒等の就学を支援する。

(1) 保健・医療・福祉

① 応援体制の整備

- これまで医師等の専門職の派遣等に取り組んできたが、引き続き、岩手県、宮城県及び福島県からの医師等の派遣要請を踏まえ、医療関係の全国団体と協力調整し、継続的な医療提供体制を確保する。
- 被災地の大学病院においては、被災医療の拠点形成など、地域医療において果たすべき役割を推進するとともに、被災地以外の大学においても、薬剤や材料等の確保など、大学病院間の相互支援ネットワークを構築する。
- 被災地域における介護サービスの提供に必要な人員を確保する観点から、雇用創出基金事業を活用するとともに、被災地に対する全国的な支援を継続する。

② 巡回健康相談等

- 被災者の二次的健康被害を未然に防止するため、保健師等が巡回して健康相談等を実施し、個別の健康ニーズ・状況の把握、感染症や熱中症の予防対策など、住民の健康管理を継続的に行う。
- 心のケアチームの派遣を継続しつつ、被災地における精神保健医療体制を回復・充実させる。
- 仮設住宅等における孤独死を防止するため、雇用創出基金事業の活用等により、地域社会における要介護者の見守り活動を行う。

③ 施設の復旧等

- 医療施設や社会福祉施設の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引上げ等が行われたことを踏まえ、被災した施設を速やかに復旧する。
- 地域医療再生基金を活用して、医療施設の整備を進めるとともに、医療人

材の確保等にも取り組む。

- ・ 被災者への診療を確保するため、仮設診療所（薬局の併設を含む）、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備する。
- ・ 被災した介護サービス事業者等の事業再開を支援すること等により、必要なサービスを確保する。

（２）教育・子どもへの支援

① 学校施設等の復旧等

- ・ 教育活動等の早期の平常化に向け、学校施設・社会教育施設・研究施設・文化財等の災害復旧や耐震化を含む必要な措置を講じる。
- ・ 研究活動の早期再開に向け、被災研究者の他機関での受入れなどを支援していく。

② 児童・生徒等の就学支援等

- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、被災児童生徒等の学校への受入れ、教科書の無償給与、就学援助等の弾力的な扱いを要請している。また、学校運営の本格復旧や児童生徒の心のケア等を行うため、被災県や被災した児童生徒等を受け入れた都道府県に対し教職員定数を加配するとともに、被災した児童生徒等の就学支援やスクールカウンセラーの緊急派遣のための措置を講じる。
- ・ 被災児童・生徒等への支援の充実のための「子どもの学び支援ポータルサイト」を継続する。また、被災地の学校等へのスポーツ選手、芸術家等の派遣やスポーツ教室・文化公演等の開催を検討していく。
- ・ 被災した学生・生徒への就学機会の確保のため、授業料等減免の支援等を実施するとともに、緊急採用奨学金の貸与人員枠を拡充する。また、震災により帰国した留学生等も含め、さらに多くの優秀な留学生に日本で学んでもらうための施策に取り組んでいく。今後、学習支援など子どもたちのケアに関するボランティア活動支援のための仕組みづくりを検討していく。

③ 両親を亡くした子ども等への支援

- ・ 両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもについては、児童相談所を

中心に、できる限り親族による引き受けを調整する。その際、親族里親等の制度を活用した経済的支援を行う。

- また、被災した子どもについて、心のケア等の相談援助を行う。

4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去する。

- ・ 今般の震災においては、地震や津波によって膨大な量のがれき等の災害廃棄物が発生しており、これらの円滑かつ迅速な処理を進めていくことが必要。
- ・ このため、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業については、国庫補助率を嵩上げし、また、地方負担分についても、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村の地方負担分の全額を災害対策債により対応し、その元利償還金の100%について交付税措置することとした。
- ・ また国では、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、災害廃棄物の処理に関する推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等を示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」をまとめた。
- ・ 生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）については、被災者の方々の日常生活を取り戻すため、優先的にその処理に取り組む必要があり、本年8月末を目途に概ね撤去する。
- ・ また、岩手県、宮城県及び福島県においては、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。
- ・ また、今回の震災で発生した膨大な廃棄物の処理のために、広域的な処理体制を確保する必要があることから、被災自治体のニーズを把握するとともに、全国の自治体や関係業界団体に対して協力要請を行ったところ。更に、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理の推進のために、効率的な輸送体制の確保を含め、県を越えた全国規模の広域的な処理体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物の適切な分別により、木くず、コンクリートくず等の有効活用を推進する。

5. 緊急災害防止対策

梅雨期前までの堤防の保全措置、高潮位までの締切等の応急復旧、台風期までの応急補強等、二次災害対策に万全を期す。津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

(1) 河川対策

- ・ 二次災害発生を防ぐべく、盛土による堤防の高さと幅の確保や雨水浸透防止のためのシート張り等による応急対策を実施する。特に、堤防決壊や大規模崩壊など堤防機能を著しく損なっている箇所については、鋼矢板等を用いた仮堤防築造及び盛土等による堤防の応急対策を実施する。これらは梅雨期(6～7月頃)までに完了予定。なお、応急対策箇所は、台風期以降(10月頃以降)に本格復旧を実施予定。
- ・ このほか、被災地域における緊急的措置として、梅雨期までに氾濫注意水位、避難判断水位等の基準水位を見直すとともに、これらの情報提供に努める。

(2) 海岸対策

- ・ 防潮堤や護岸等の海岸保全施設が被災し、背後地の二次災害が懸念されていることから、高潮の侵入防止、内陸部の排水対策の促進を目的として、まず梅雨期までに盛土等により高潮位までの締切を実施し、さらに台風期までに現地発生材等を活用して補強を行う応急措置を講じる。
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の復旧については、関係省庁が連携し、今次津波の外力や被災状況の分析をふまえ、復旧に関する基本的な考え方を示す。
- ・ 津波・高潮などの潮害、風害、飛砂等による後背地の二次災害防止対策として、治山事業等により、樹木の植栽等海岸部の保安林の再生を図る。
- ・ また、海岸防災林の復旧方法等を検討していく。

(3) 土砂災害対策

- ・ 震度5強以上を観測した都県では、梅雨期までに土砂災害危険箇所の点検等を行い、地震で崩壊等が発生した箇所において、緊急的に砂防堰堤等の整備に着手する。更に、台風期までに新たな崩壊等の恐れのある箇所において、砂防堰堤等の整備に着手する。加えて、都県と気象台が連携して、

土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用し、早めの避難を呼びかけているほか、梅雨期前までに雨量計等の応急復旧を行い、台風期までに臨時観測点を設置するなど、復旧及び観測強化に着手する。

- ・ 林地崩壊箇所対策として、二次災害防止等の対策が必要な林地崩壊箇所等について、治山事業等により治山堰堤、防護柵の設置等を実施していく。
- ・ 被災した造成宅地について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等の実施など、必要な検討をしていく。

(4) 地盤沈下・液状化対策等

① 排水等

- ・ 津波・地盤沈下により湛水した沿岸低平地については、湛水が捜索活動や施設の復旧活動の障害となっており、全国から排水ポンプ車を投入し、早期の湛水解消に向け排水を進めている。また、地盤沈下等により安全度が低下している地域について、関係省庁が連携して二次災害防止対策等を実施していく。
- ・ 津波により湛水した農地等や、排水不能となった排水機場等に災害応急用ポンプ等を配備して、排水対策を行っていく。さらに、降雨に伴う洪水被害防止や作付けに伴う排水量の増加に備えた排水ポンプの配備など、排水支援を強化していく。
- ・ 地元自治体の復興に向けた取組を支援するため、津波による被災地においては、地盤沈下の状況も含めた市街地の被災状況の調査・分析を行い、地元自治体の復興計画の策定作業において活用されるよう必要な検討を行う。

② 液状化対策

- ・ 河川堤防、道路、港湾等の公共土木施設及び農地・農業用施設において液状化が発生していることから、応急復旧等を実施している。また、円滑な災害復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊の派遣や、事前打ち合わせ等を通じた技術的支援も行っている。今後とも、早期復旧に向け、災害復旧事業等において適切に対処していく。
- ・ 液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各公共土木施設の復旧に向けて共通する知見をとりまとめ、各公共土木施設の液状化対

策の検討につなげる。

- 住宅被害に関しては、リ災証明書発行の前提となる住家の被害認定について、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住宅被害の実態を踏まえ、その調査・判定方法の見直しを行った。なお、宅地のみに被害が生じた場合を含め、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を活用して、自宅の再建・補修等を支援していく。
- 液状化に伴う地盤沈下への対応として、面的な地盤強化の方策について、技術的知見に基づく宅地の造成等に際しての基準のあり方を含め、必要な検討をしていく。

6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐ。

農地・漁港等の復旧を進めるとともに、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

(1) ライフライン

① 電力

- ・ 東北3県において震災当初に約274万戸の停電が発生したが、5月13日現在、家屋流出等地域(約7万8千戸)、家主不在で送電を保留している家屋(約1万4千戸)、福島県内の立入制限区域(約3万1千戸)を除いて、約3千戸が停電中。(東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電のうち、約3千戸は5月31日までに、約5百戸は6月20日までに復旧見込み)
- ・ 家屋流出等地域については、地域の復旧状況に合わせて、東北電力が地元自治体等ともよく相談しながら、安全作業に留意しつつ復旧作業を進めるよう、東北電力と連携して取り組んでいく。

② ガス

- ・ 都市ガスについては、東北3県において震災当初に約42万戸が供給停止となったが、5月3日までに家屋流出等地域を除いた約36万戸が復旧済。LPガスについても、当初約166万戸が供給停止となったが、5月12日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能である。
- ・ 今後、家屋流出等地域のガス及びLPガス関連設備の復旧を23年度補正予算により支援するとともに、ガス事業者が地元自治体とも連携し、安全作業に留意しつつ迅速なガス供給が行えるよう取り組んでいく。
- ・ 仮設住宅へのLPガス供給については、各県から要請のあった6万8千戸以上に対し、LPガスボンベ等を供給できることを確認済みであるが、給湯器の供給についても、在庫を確保し、生産体制を確立していく。

③ 燃料

- ・ 震災により一部供給不足が深刻化した石油供給については、物流機能の

回復や被災ＳＳの仮復旧といった緊急措置により、５月１３日現在、東北地方における９割以上のＳＳが稼働可能になる等、概ね正常化している。他方、甚大な被害を受けた油槽所、ＳＳの早期復旧等のため、２３年度補正予算により支援措置を講じている。

- ・ 今後、製油所から油槽所、ＳＳに至る石油サプライチェーンの各段階において、石油供給拠点の災害対応能力等を抜本的に強化するとともに、政府、地方自治体、事業者等の連携の下、緊急時に石油を円滑に供給する体制を整備・強化していく。

④ 水道

- ・ 水道については、１２県の水道事業等で断水が発生し、当初は全国４３２の水道事業者から最大時で３５５台の給水車を派遣して応急給水を行っていたが、５月１１日までに２２２万戸が復旧し、断水戸数は３県で約７万戸まで減少した。今後、水道の復旧事業に係る国庫補助率の嵩上げ等が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を進めていく。

⑤ 下水道等

- ・ ５月１２日現在、沿岸部にある下水処理場１９か所が津波等の影響で稼働停止。うち、市街地等から汚水の流入のある１０か所では、簡易処理による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。本復旧までの間、簡易処理を段階的にレベルアップしていく。
- ・ 下水管渠については、目視調査で確認されている被害延長は約９２６km。破損箇所については、仮配管や仮設ポンプ設置等による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。
- ・ 津波等の影響で雨水ポンプ場２７か所が稼働停止。梅雨期を目途に仮設ポンプの設置等による応急対策を進め、その後順次本復旧に着手する。
- ・ 集落排水については、岩手県や宮城県など１１県、４３４地区が被災した。被災した市町村へは、各地方農政局等において災害復旧等に関する技術相談を受けるなどの支援を行っている。被災した施設については、簡易処理による応急対応を実施しつつ、今後もこれらの取組を継続するとともに、査定前着工を活用しながら、順次本復旧に着手する。

⑥ 工業用水道

- ・ 工業用水道については、13 都県で 44 事業が被災し、給水停止となった。被災事業者は、他事業者からの応援職員の派遣等の協力を得ながら仮復旧作業を行い、5 月 12 日までに 42 事業で給水を再開した（一部再開を含む）。工業用水の安定供給を確保するため、早期に施設の仮復旧及び本格復旧を支援する必要があることから、23 年度補正予算及び東日本大震災財政援助特別法によって講じた施設復旧に対する財政措置を踏まえ復旧を進めていく。

⑦ 通信

- ・ 震災当初は、ピーク時において、NTT の固定電話では約 100 万回線、携帯電話では 4 社合計で約 14,800 基地局がサービスを停止したが、4 月末までに、NTT 固定電話の交換局、携帯電話の通話エリアは、一部地域を除き、復旧した（5 月 12 日現在、停止は固定電話が約 1.2 万回線、携帯電話基地局が約 500 局にまで減少）。
- ・ NTT 交換局と利用者宅間の通信回線が切断等しているところもあり、地域の復旧状況に合わせて、通信事業者が地方公共団体等とも連携し、順次対応していく。
- ・ 避難指示を受け標準電波の送信を停止した（独）情報通信研究機構（NICT）の標準電波送信所（田村市）は、その後、現地で作業を行い、送信を再開。当面は、天候の状況に応じて送信・停止を断続的に実施（5 月 13 日現在送信中）。今後、8 月末に遠隔による継続的な運用が可能となるよう、NICT による取組を支援していく。

⑧ 放送

- ・ 震災当初は、テレビ中継局が 120 か所停波したが、5 月 12 日現在、3 か所にまで減少した（カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はない）。
- ・ 損壊した共同受信施設等の復旧に対する補助、被災地等への地デジチューナー等の無償給付を行い、被災した地域における地上デジタル放送への移行を支援していく。なお、被災が大きかった東北 3 県に関しては、地方公共団体や自治会等の関係者の協力によるデジタル放送への円滑な移行の

ための住民への働きかけが困難となっていることを踏まえ、本年7月24日に予定されていたアナログ放送の停波を最大で一年以内の一定期間延期することとしている（法案を5月10日に国会提出）。

- ・ ケーブルテレビの中長期的な設備の復旧支援については、地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していく。

⑨ 郵便

- ・ 東北3県において、震災当初は全301エリア中44エリアで郵便・ゆうパックの配達業務を実施できない状況にあったが、5月12日現在、福島第一原子力発電所事故周辺の避難区域（原発20km圏内等6エリア）を除く全ての地域で集荷・配達を実施している。
- ・ 津波等により倒壊した支店は、代替施設等を利用することにより業務を再開しているが、局舎、郵便ポストの復旧については地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していくこととしており、復旧に向けた取組を支援していく。

⑩ 金融

- ・ 東北6県及び茨城県に本店のある金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では約280が閉鎖していたが、5月12日時点では閉鎖店舗数は91まで減少している。また、一部金融機関においては、他店舗や役場等に設置した臨時窓口での対応に努めている。今後とも、営業店復旧に向けた金融機関の取組を促していく。

⑪ 廃棄物処理施設

- ・ 5月12日現在、岩手県、宮城県及び福島県内の焼却施設79施設のうち11施設が、また、青森県、岩手県、宮城県及び福島県内のし尿処理施設67施設のうち11施設が、地震・津波の影響で稼働を停止している。これらの施設について、復旧に向けて破損箇所の修繕等を進めていく。
- ・ 災害により被害を受けた市町村の廃棄物処理施設については、補助率の嵩上げ等の措置が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を図る。

(2) 交通網の復旧

① 道路

- ・ 高速道路においては、4月1日までに応急復旧が完了し、順次本復旧に着手している。直轄国道においては、4月10日までに迂回路利用を含め応急復旧が完了しており、今後は、国道45号について仮橋の設置等により9月中を目途に広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次本復旧に着手する。また、都道府県道、市町村道における被災状況の把握に努めるとともに、今後の支援に向け準備を進める。

② 鉄道

- ・ 地震当初、多くの鉄道路線で運休となったが、東北新幹線（4月29日全線復旧済）、東北線（4月21日全線復旧済）等の路線で順次運転を再開した。残る被災鉄道路線についても、できる限り早期の復旧を目指し、復旧に必要な支援を検討する。
- ・ なお、被災鉄道のうち、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部の鉄道の復旧については、被災状況調査の支援を行うとともに、まちづくりの構想等も踏まえ、市街地の再建等と一体となって取り組む。

③ 空港

- ・ 空港については、仙台空港が大きな被害を受けていたが、当面必要な施設の準備が整ったことから、4月13日より、民航機の就航が再開した。
- ・ 震災により被害を受けた各施設（基本施設・航空保安施設等）の早期の復旧を目指すとともに、同様に大きな被害を受けた空港旅客ターミナルビルに対し無利子貸付による支援を行う。
- ・ なお、空港アクセス鉄道についても、できる限り早期の復旧を目指しており、全線復旧に向け、必要な支援を検討する。

④ 港湾

- ・ 震災直後には、八戸港から鹿島港に至る11の国際拠点港湾及び重要港湾が利用不可能となったが、4月25日現在で全ての港湾で、制限付きではあるが一部の岸壁が利用可能になっている。
- ・ 今後は、港湾における災害廃棄物の除去、埋立資材としてののがれきの受

け入れ、放射性物質流出による我が国港湾への入出港に対する影響への対応を行いつつ、産業の復旧のスケジュールに合わせた港湾の早期復旧に取り組む。

⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク

- ・被災地域の交通ネットワークの復旧に当たっては、被災地域の復旧状況に伴い日々変化するニーズへの柔軟・弾力的な対応が必要。今後、仮設住宅の整備や離島のインフラ復旧等に対応した生活交通の確保や産業の復旧に向けた物流サービスの展開のため、地方公共団体や交通・物流事業者等の被災状況も踏まえ、既存支援制度の弾力的な運用、中小企業対策等必要な支援に取り組む。

(3) 農地・漁港等の復旧

① 農林業

- ・被災した農地・農業用施設については、二次災害の防止と今期の営農に間に合う地区の復旧を中心に迅速に対応しており、査定前着工を活用し、692地区で復旧工事を進めている。さらに、来期の営農に間に合うよう、農家の意向を踏まえて対応する。
- ・津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、国等が緊急的に災害復旧及び除塩等を円滑に実施する。
- ・同様に、被災した治山・林道施設、共同利用の農産物倉庫・処理加工施設や木材加工流通施設等の復旧、農業機械の確保や生産資材購入を支援する。
- ・甚大な被害を受けた卸売市場施設については、東日本大震災財政援助特別法により国庫補助の特例を設け、災害復旧に取り組む。

② 水産業

- ・漁港、漁場、海岸及び加工施設等の水産業共同利用施設、養殖施設等が甚大な被害を受け壊滅状態にあることから、これらの復旧を早急に行う。漁港等の水産関係施設や周辺漁場等の被災状況を把握し、被災した漁港施設等について、激甚災害法の適用等による、がれきの撤去を含む災害復旧

事業を着実に推進する。同様に、被災した漁協等が所有する加工施設等の水産業共同利用施設の復旧のほか、養殖施設、種苗生産施設の復旧、共同利用施設の機器等の整備を行う。また、漁場のがれきの回収処理等を実施する。

(4) 復興に向けた手法の検討

- ・ 津波被災市街地の復興に向けた地元自治体の取組を支援するため、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体に早期に提供するとともに、被災都市の特性や地元の意向等に応じて想定される復興パターンを分析することで、必要となる復興手法や政策課題に対応したガイドラインの提示につなげる。

7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出や新たな就職に向けた支援策を講じるとともに、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開に向けての支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

(1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付

- ・ 被災者生活再建支援金について、今回の災害では未だ住宅被害の全容が明らかではないものの、被災者に安心してもらうため、23 年度補正予算で 520 億円を盛り込み、4 月 28 日より各市町村で支給を開始した。り災証明書に代わる簡便な被害確認方法を導入するほか、事務処理体制を強化し、被災者に支援金をできるだけ早く支給する。
- ・ 今回の災害により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、被災者に災害援護資金の特例貸付を実施する。
- ・ 生活福祉資金貸付について、一定所得以下の被災世帯に対して、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金の貸付を行う特例措置を実施する。

(2) 雇用の確保

① 復旧事業等による確実な雇用創出

- ・ 復旧事業を中心に「地元優先雇用の取組」を進めていくことにより、被災した方々の就労の場を確保する。
- ・ 実施要件の緩和と基金の積み増しを行った雇用創出基金事業について、都道府県や市町村による直接雇用、または、企業や NPO 等への委託による雇用により、避難所・仮設住宅での高齢者や子どもの見守り、農産物や観光地の PR 等で、被災された方々の雇用機会を創出する。

② 被災した方々の新たな就職に向けた支援

- ・ 『「日本はひとつ」しごと協議会』を中心に、自治体や関係団体が連携して生活支援から効果的な就労支援までを一体的に実施する。また、ハローワークなどによる避難所におけるきめ細かな出張相談を行うとともに、ハ

ローワークの全国ネットワークを活用することにより、被災者対象求人の確保を図り、地元や避難先における就労を支援する。

- ・ 雇入れ助成（被災者雇用開発助成金）などにより、被災した方々の雇用を促進する。併せて、職業転換給付金を活用する等して、地元以外での就職を希望する被災者への支援を行う。また、被災した方々を対象として建設関連分野をはじめとした公的な職業訓練を機動的に拡充・実施するとともに、訓練期間中の生活支援としての給付を支給する。
- ・ 被災学生等のための専用求人の開拓や新卒者の内定取消の防止、被災学生等を積極的に採用する企業による面接会の開催、被災地域における学卒者の職業訓練の受講料の免除など、被災学生等への支援を強化する。また、関係省庁が連携し、関係機関の協力を得て東日本大震災で被災された学生・生徒等への、首都圏で就職活動するための宿泊施設の無償提供や、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与期間延長を実施する。
- ・ 被災者向けの合同企業説明会を開催するとともに、業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘していく。
- ・ 未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の学生に配慮し選考日や入社日等について柔軟な対応が可能な地元企業の求人情報の検索を行えるようにするなど、被災地域の未内定者等と中小企業のマッチングを支援する。
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し公表していく。また、同事業において、被災地域の新卒者等の状況に応じて実習参加時間を短くする等、柔軟に対応していく。

③ 被災した方々の生活の安定

- ・ 雇用調整助成金について、これまでの支給日数にかかわらず、支給限度日数を最大 300 日とすることや被保険者期間 6 か月未満の被保険者も助成対象とするといった特例措置等により、被災企業等の雇用維持への取組を支援する。
- ・ 震災により休業や一時的な離職を余儀なくされた方に対して、失業手当の給付を行う特例措置を講じ、その給付日数について、現行の個別延長給付（原則 60 日分）に加え、更に 60 日分延長し、生活の安定を図る。

(3) 農林業

- ・ 被災農家が災害復旧事業の作業員として積極的に雇用されるようにしていくことや、被災農家が他の農山漁村に移転し、耕作放棄地を利用して農業に従事する場合にも支援を行うこと等により、被災農家の営農意欲を維持していく。また、農作物の作付が困難な地域において、営農再開に向けた復旧作業を共同で行う場合に支援を行う。
- ・ 日本政策金融公庫等による災害復旧関係資金について、無担保・無保証人で一定期間実質無利子での貸付を措置するとともに、貸付限度額・償還期限・据置期間の延長等を行い、金融面から経営再開を支援する。被災食品製造業者・販売業者等に対して、立ち直りを支援するために措置した長期・低利の融資制度を活用して支援を行っていく。
- ・ 応急仮設住宅の建設等に必要な資材が安定的に供給されるようにするため、早期に稼働可能な合板工場等の復旧・整備等を支援する。

(4) 水産業

- ・ 幅広い地域で水産関係に壊滅的被害が生じたことから、早急な経営再建を目指し、漁業継続の意欲のある漁業者が自ら行う、がれきの回収処理等の取組や漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援する。
- ・ また、漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払に充てるための特別会計への繰り入れの実施や、被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払財源を補助する。
- ・ 漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化するとともに、無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築や保証制度の拡充を行い、漁業の再開等を金融面から支援する。
- ・ 水産加工業の早期事業再開や再建に向け、中小企業等に対する震災関連支援策を積極的に活用していく。

(5) 製造業・小売業

① 中小企業

- ・ 震災直後に、金融機関に対し、既存の債務の返済猶予などの貸付条件変更により柔軟に対応するよう要請するとともに、信用保証協会による災害関係保証や、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫による長期・低利の災害復

旧貸付を実施してきた。また、23 年度補正予算を活用して、金利の引き下げや貸付・据置期間の長期化、限度額の拡充、保証枠の倍増等を実施し、金融面から経営再開を支援する。

- ・ 被災した商店街に対しては、施設補修や障害物除去に関する資金支援を実施していく。また、被災した中小企業の工場等の施設復旧のための資金・人材面での支援や被災地での貸店舗・貸工場等の整備等につき、地方公共団体と連携し、実施していく。
- ・ 支援策をまとめた広報資料を広く配布してきたところであるが、引き続き支援策を周知し、また、専門家による「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用し、経営再開を支援する。

② 中堅・大企業

- ・ 被災した企業等に対し、商工組合中央金庫・日本政策投資銀行による危機対応融資の拡充、信用力の補完（損害担保）、産活法認定企業に対する出資の円滑化等を行う。
- ・ 駐車場等の敷地を使用する場合や当分の間営業時間を延長する場合等には大規模小売店舗立地法の届出は不要と通知したところであり、これにより、商業流通を通じた被災地の物資ニーズを充足していく。

（6）建設業

- ・ 被災地域における公共工事について前払金の割合を引き上げる等の特例を設けたところであり、その適切な運用による工事代金の早期支払を実施する。また、被災企業を対象に開設したホットラインを活用して、適切な相談に応じる。
- ・ 今後、元請融資制度・下請保証制度について制度拡充を図るなど、建設機械が毀損・流失したことも踏まえつつ、復興を円滑に進めるために必要な支援を検討する。

（7）生活衛生関係営業

- ・ 被災した生活衛生関係営業者に対して日本政策金融公庫の低利融資を行うとともに、仮設店舗の斡旋を行う。また、被災した理容師・美容師が避難所又は応急仮設住宅で暮らす被災者を訪問して理容・美容を行えるよう

にするなど、事業の再開等を金融面・制度面から支援する。

(8) 地域金融の強化

- ・ 国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化し、厳しい状況にある地域経済や中小企業を支援する枠組みである金融機能強化法について、適用要件に係る震災の特例を設けるなどの法改正を検討する。金融機関が経営判断として資本増強が適当と判断する際は、同法の活用の積極的な検討を促すことなどを含め、金融面からの地域経済下支えに万全を期す。

8. 被災者対策全般に係る事項

(1) 中央防災会議での検討事項

- ・ 中央防災会議に専門調査会を設置し、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のある方、今後の地震・津波対策の方向性について、検討する。

(2) 地域の安全と交通の円滑の確保

- ・ 被災地ならではの手口の犯罪や震災に便乗した犯罪の発生が、治安に対する不安を高めている。また、今後の復旧・復興に伴い増大する交通量に対応していく必要がある。
- ・ そのため、被災地への応援部隊派遣による警察力の強化や被災した警察施設、交通安全施設等の復旧により、パトロールや犯罪取締りの強化、交通の安全と円滑の確保に取り組む。

(3) 被災地方公共団体への支援

- ・ 各府省の独自のルートによる派遣に加え、国家公務員の派遣に係る支援の枠組みの整備や職員の派遣を行うとともに、全国知事会・市長会・町村会のシステムなどによる地方公務員の派遣について支援・協力を依頼し、被災地方公共団体のニーズに合う形で人的支援を行っていく。
- ・ また、市町村の行政機能を応急復旧するため、23年度補正予算により、市町村の仮庁舎の建設及び被災者支援に必要な情報システムの復旧等を支援していく。
- ・ 「市町村行政機能サポート窓口」において、引き続き各種相談に応じていく。
- ・ 避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築し、5月18日現在、一部の被災団体（5団体）を除く、1,742市町村において、避難されている方からの情報提供を受付中であり、今後も避難者の所在地の把握に努めていく。

(4) 市町村への情報提供

- ・ 被災者支援のために講じられた、各種制度の運用に係る弾力的措置、制度改正等については、県・市町村に問い合わせ先一覧を含めて提供し、また、特別措置等の解説集を作成して説明を行ってきているところ。
- ・ 23 年度補正予算が成立し、また、東日本大震災財政援助特別法によって財政的支援措置が講じられたことを受け、引き続き、これらの施策の内容等について、県・市町村への情報提供に努めていく。

(5) 震災ボランティアの環境整備

- ・ 自発的な意欲をもって被災者や被災地のために活躍する震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるための環境を整備していく。具体的には、民間とも連携し、各地の災害ボランティアセンターの体制強化のために必要な調整を行うとともに、各地の災害ボランティアの受入れ状況、申込み先、注意事項等について、最新の情報をインターネット等により発信する。

(6) 観光交流の活性化

- ・ 被災地の観光施設や旅館・ホテル等の営業の平常化に向け、中小企業等に対する震災関連支援策の積極的な活用を図っていく。また、自粛の風潮や風評被害を受け、旅行需要が被災地のみならず全国的に減少しているため、官民一体となった旅行振興キャンペーン等の国内旅行の活性化策、ビジット・ジャパン事業による海外への正確な情報発信やプロモーション等による旅行需要の回復について、引き続き関係者と連携しつつ適切に対応していく。

(7) 男女共同参画の推進等

- ・ 避難所運営や生活の再建に当たっては、男女共同参画の視点に留意し、子ども、女性、高齢者、障害者等多様な人々のニーズに配慮するとともに、こうした人々の参画を促進する。

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(概要)

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間は国が取り組んでいく施策を取りまとめ、地方自治体・関係者の協力を得て、被災者の生活の平常化に向けて努力する。

1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態(ゼロ)に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去。

5. 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(スケジュール)

